

大学設置基準等の改正を受けた専修学校設置基準の在り方について

(背景)

中央教育審議会答申「2040年に向けた高等教育のグランドデザイン」(平成30年11月中央教育審議会)及び今般のコロナ禍を受け、高等教育の在り方が急速に変化したこと等を踏まえつつ、新たな大学等の質保証システムの在り方等を中央教育審議会大学分科会質保証システム部会で議論がなされ、「新たな時代を見据えた質保証システムの改善・充実について(審議まとめ)」として令和4年3月18日にとりまとめられた。本審議まとめを踏まえ、高等教育局において、大学設置基準等の改正が行われ、教員に関する規定、単位数の算定方法などについて見直しが行われたところ。

○主な改正内容のうち専修学校設置基準に影響のあるもの

(1)単位数の算定方法

(2)教員に関する規定について

(3)通信制の学科における授業の方法等について

(1) 単位数の算定方法

大学設置基準においては、単位の計算方法は、1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準としつつ、「講義及び演習(15～30時間)」と「実験、実習及び実技(30～45時間)」に分けて定めている規定を改め、「授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修を考慮して、おおむね15時間から45時間までの範囲で大学の定める時間の授業をもって1単位」として単位数を計算する規定に改める。

【対応方針】

専修学校としての特色(実習・実技を重視した実践的な職業教育)を踏まえ、改正は行わず現行規定を維持する方向でどうか。

○専修学校設置基準(昭和51年文部省令第2号)【抄】

(各授業科目の単位数)

第23条 (略)

- 2 高等課程又は一般課程における授業科目について、前項の単位数を定めるに当たっては、三十五単位時間の授業をもって一単位とする。
- 3 専門課程における授業科目について、第一項の単位数を定めるに当たっては、一単位の授業科目を四十五時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、専修学校の教育の特性を踏まえつつ、授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、次の基準により単位数を計算するものとする。
 - 一 講義及び演習については、十五時間から三十時間までの範囲で専修学校が定める時間の授業をもって一単位とする。
 - 二 実験、実習及び実技については、三十時間から四十五時間までの範囲で専修学校が定める時間の授業をもって一単位とする。ただし、芸術等の分野における個人指導による実技の授業については、専修学校が定める時間の授業をもって一単位とすることができる。
 - 三 一の授業科目について、講義若しくは演習又は実験、実習若しくは実技のうち二以上の方法の併用により行う場合については、その組合せに応じ、前二号に規定する基準を考慮して専修学校が定める時間の授業をもって一単位とする。
- 4 (略)

(2)-1 教員に関する規定について

大学設置基準等においては、「専任教員」を「基幹教員」と改める。また、「基幹教員」のうち4分の1の範囲で、要件(教育課程の編成その他の学部の運営について責任を負うものであって、年間8単位以上の授業科目を担当)を満たした兼任の教員を「基幹教員」として算定することを可能とし、多様な教員登用の促進等を図り、より質の高い教育課程の実現を推進する。

【現行制度(専任の教員)】

一の専修学校に限り、専任の教員となる。

※ただし、別表で定める必要教員数のうち、半数以上を専任の教員であることを求めている。

※現行の専修学校設置基準においては、「専任の教員」の具体的な定義はないが、昭和51年施行通知において「専任の教員」は当該専修学校に本務として従事する者とされている。また少なくとも二以上の専修学校の教員を兼ねている場合には、一の専修学校において専任の教員とみなすとされている。

【見直し後(基幹教員)】

上記の大学設置基準の改正内容を踏まえると、

- ①「専任の教員」を「基幹教員」として改めようか。これまで「専任の教員」について、一の専修学校においてのみ、専任の教員として算定を認めていたところ、要件を満たす教員については、複数の学校・学科において基幹教員として算定できるようにしてはどうか。
- ②必要な基幹教員のうち、複数の学校・学科において基幹教員として算定できるのは、4分の1の範囲内と改正するのはどうか。
- ③A専修学校において基幹教員であって、B専修学校においても基幹教員として算定できる教員について、大学と同様に年間8単位以上の授業科目を担当するものと規定することはどうか。

※改正後の大学設置基準等においては、基幹教員を「①教育課程の編成等に責任を担い、主要授業科目を担当するもの」か、「②教育課程の編成等に責任を担い、8単位以上の授業科目を担当するもの」と定義

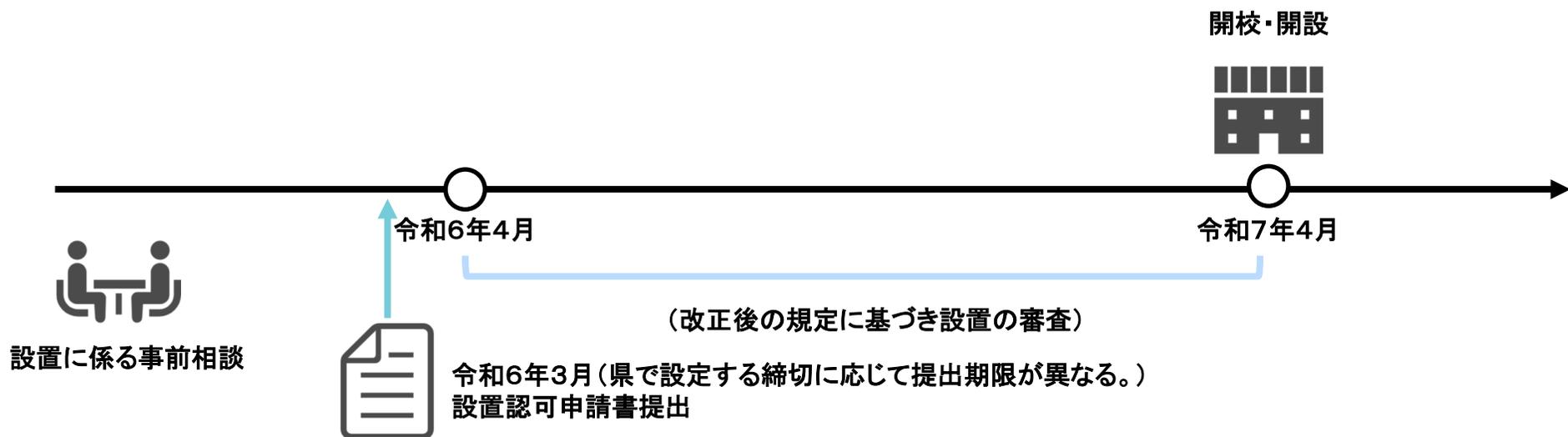
教授会や教務委員会など当該学部の教育課程の編成等について意思決定に係る会議に参画することを想定

(2)-2教員に関する規定に関する経過措置等について

令和7年度以降に開校・開設を行おうとする専修学校の設置の認可については改正後の規定に基づき設置の審査を行う。ただし、それ以前に開校・開設を行おうとする設置の認可については、改正前の規定に基づき申請及び審査を行う。

【スケジュールのイメージ】

※令和7年4月開校の場合



■なお、本省令施行後ただちに「専任の教員」を「基幹教員」と改めることのみの学則変更は要しないものとする。

ただし、学則変更について他の改正事項があり、所轄庁等に届出を行う場合は、改正後の規定を前提とした学則となるように変更すべき旨を周知。

■所轄庁の都道府県においては、設置審査基準の改正及び様式の変更を、上記の申請書提出の受付までの間に検討いただく必要。

(3) 通信制の学科における授業の方法等について

現行の規定においては、通信制大学における授業を「印刷教材その他これに準ずる教材を送付又は指定し、主としてこれにより学修させる授業」と規定されており、文字、写真等を紙媒体に印刷した教材(印刷教材)や、同様の内容をCD-ROM等に記録した教材(その他これに準ずる教材)を用いて学修させることが想定されており、「新たな時代を見据えた質保証システムの改善・充実について(審議まとめ)」(令和4年3月18日中央教育審議会大学分科会質保証システム部会)において、物理的な教材(書籍、CD-ROM等)や放送授業を前提としている現在の規定ぶりについて、クラウドでの教材やオンデマンドでの映像教材配信など、デジタルに対応する観点で一定の見直しを行うよう提言されたことを受け、それに対応をする大学通信教育設置基準の改正が行われた。

【対応方針】

本改正を受け、専修学校設置基準に規定する通信制の学科における授業においても、印刷教材等による授業に関し、物理的方法のみならずインターネット等により教材を提供することが可能である旨を明確化するとともに、放送授業に関し、視聴の対象としてインターネット等を通じて提供する映像、音声等が含まれることを明確化する改正を行う。

(改正の概要)

第30条第1項の規定を「通信制の学科における授業は、印刷教材その他これに準ずる教材を送付又は指定し、若しくはその内容をインターネットその他の高度情報通信ネットワークを通じて提供し、主としてこれらにより学修させる授業」と改正する。